

第 47 回経営協議会議事録

- I 日 時 平成 23 年 9 月 28 日 (水) 15 : 00~17:00
- II 会 場 筑波大学東京キャンパス文京校舎「337 会議室」(東京都文京区大塚 3-29-1)
- III 出席者〔学外委員〕
秋元勇巳、岸輝雄、石田瑞穂、大崎仁、大竹美喜、古賀正一、柴崎信三、末松安晴、
西野虎之介
〔学内委員〕
山田信博、清水一彦、西川潔、辻中豊、森本浩一、鈴木久敏、宇川彰、五十嵐徹也、
東照雄
〔オブザーバー〕
江口ビジネス科学研究科長、三明数理物質科学研究科長、前川教育研究科長、
小川人間学群長、田林生命環境学群長、阿江体育専門学群長、今井調整官

IV 議 題

〔審 議〕

- (1) 系の設置等に伴う法人規則等の改正について ----- [審議 1 資料]
- (2) 執行役員について ----- [審議 2 資料]
- (3) 放送大学と筑波大学との合築施設に関する基本協定書及び覚書の締結について ----- [審議 3 資料]
- (4) サイバニクス研究センターの設置について ----- [審議 4 資料]

〔報 告〕

- (1) 新教育研究体制準備委員会からの報告事項について ----- [報告 1 資料]
- (2) 新教育研究体制への移行に伴う法定会議等の再構築について ----- [報告 2 資料]
- (3) 平成 24 年度予算の概算要求組替え基準について ----- [報告 3 資料]
- (4) 組織評価 (平成 22 年度活動評価) の実施について ----- [報告 4 資料]
- (5) 国際戦略総合特別区域への指定申請について ----- [報告 5 資料]
- (6) 東日本大震災等における緊急経済支援について ----- [報告 6 資料]
- (7) 筑波大学開学 40 周年記念事業について ----- [報告 7 資料]
- (8) 第 88 回及び第 89 回教育研究評議会報告 ----- [報告 8 資料]

V 議 事

冒頭に、学長より陪席している各部署長 (研究科長、学群長) の紹介があった。

〔審 議〕

- 1 系の設置等に伴う法人規則等の改正について
鈴木副学長・理事から、審議 1 資料に基づき、系の設置等に伴う法人規則等の改正について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。
- 2 執行役員について
鈴木副学長・理事から、審議 2 資料に基づき、執行役員について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。なお、「執行役員」という名称については、年度末までに引き続き検討していくこととなった。
各委員からの主な発言等は以下のとおり。(以下、○は委員の発言、△は本学側の回答)
○ 特に異論はないが、その名称が「執行役員」というのは、やはり適当ではないのではないか。これは国立大学法人法上「役員」というと、法人の学長、理事及び監事である。法人の

役員でないものに「役員」という名称を付するというのは、少し混乱するのではないか。

- △ 様々な名称を考えたが、いわゆる「執行役」というと会社法等で別の意味になってしまう。それで、われわれの狙いとしては、あくまでも学長・理事を中心とする役員会の決定を、その特定の業務分野において執行する責任者として、「執行役員」とした。
- △ 色々な会社組織を見てみると、いわゆる理事に相当する人たちとは別に、会社の運営に大変重要な人々を、役員とは別に執行役員として置く場合がしばしばある。本学では運営会議を経てから教育研究評議会、経営協議会、役員会という手順を踏んだ上で、部局長のところに情報が伝わっていくが、多少時間がかかりすぎると考えている。運営会議に執行役員として部局長が出席することによって、情報の共有化が進み、情報伝達がより正確かつ迅速になるというメリットがある。また、「系長」より「筑波大学執行役員」という名前で運営会議に出席していただいた方が、全体最適を議論するときには良いだろうと考えた。そのようなことを議論した末に、「執行役員」という結果になった。
- 執行役員というのは、系長を、ある意味では強化するような方法であるが、系長は、研究科長と同様に、相変わらず2年任期なのか。
- △ 今度の改正で、系長については3年という形に変更した。また、系長の選出方法を、学長選考会議と類似した、系長選考会議というのを各部に置き、系の運営委員会の委員から選んだ選考委員をもって、系長を選考するという形にし、系長が事前に自分のビジョンなどを明らかにした上で、10人以上に推薦された中から、選考委員会がきちんと評価をして選ぶという方式にした。

3 放送大学と筑波大学との合築施設に関する基本協定書及び覚書の締結について
鈴木副学長・理事から、審議3資料に基づき、放送大学と筑波大学との合築施設に関する基本協定書及び覚書の締結について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

4 サイバニクス研究センターの設置について
鈴木副学長・理事から、審議4資料に基づき、サイバニクス研究センターの設置について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

[報告]

5 新教育研究体制準備委員会からの報告事項について
鈴木副学長・理事から、報告1資料に基づき、新教育研究体制準備委員会からの報告事項について報告があった。

各委員からの主な発言等は以下のとおり。

- 新しい系というのは、かつての細分化された学系を適正規模に再編成し、研究組織ではなく、教員の基本的な所属組織だということで位置付けるという理解でよろしいか。
- △ そのとおりである。
- 学校教育法上の教授会というのは、何になるのか。
- △ 学校教育法上の教授会というのは、基本的にはカリキュラム等に関して必要だと思っている。このことから、まず研究科の運営委員会を大学院の教授会、学群については運営委員会をもともと置けるので、そこをもって教授会とするという形にし、その下にある学類の教育会議、専攻の教育会議は教授会という位置付けにはしないということにした。
- 全員参加の教授会というのは系だけにあり、学群、研究科は代議員制ということか。
- △ そのとおりであり、それによって会議の効率化が促進される。全教員を会議に拘束するのをできるだけ避け、教育研究の現場に教員には専念していただく。また、教員に関することの教授会という意味では、系の教員会議が担うという形になる。
- かつての学系の弊害として、教育組織との調整などに不都合が生じていたが、その点の改善点をお聞きしたい。
- △ 系の中に、その系の教員の人事をつかさどる人事委員会というのを、部局人事委員会として置くことにしている。その部局人事委員会の構成メンバーは、必ずしもその教員だけでなく、関連する責任を持つべき教育組織や研究組織の代表者が入るという形で、当然その系

が責任を持つべき教育の意向が、きちんと人事委員会の委員という形で反映するようにしている。特定の系の教員だけで、議論をするという形にはならないようにした。法人化前のかつての全学人事委員会を、部局別に分けたようなイメージである。

○ 研究グループを登録する方式というのは、大変魅力的なように思うが、グループを作ることには何かメリットがあるのか。

△ 大型の研究グループを作るためには、系を超えて異分野の先生が集まるというのをまず認めるのが登録制であり、認定制は大学として公式に認めて、ホームページ等で情報発信等を行うところまで支援をするという形で、インセンティブを高める。金銭的な資源配分という点でのインセンティブを与えるのは、戦略イニシアティブ、あるいはプレ戦略イニシアティブという段階から行おうと考えている。もちろん大型の研究に認定されたグループなり、登録したグループで科研費など、競争的研究資金にどんどん応募していただく。その様な業績が上がってくれば、当然次のイニシアティブのレベルに入っていく。そして組織として一人前、独立して行えるようになったら、センターという形にしていく。そのプロセスを明確にしたということと同時に、できるだけグループを作って研究する、個人研究だけではなくて、グループで研究するというスタイルも身に付けるという部分と、両方を狙っている。

6 新教育研究体制への移行に伴う法定会議等の再構築について

鈴木副学長・理事から、報告 2 資料に基づき、新教育研究体制への移行に伴う法定会議等の再構築について報告があった。

7 平成 24 年度予算の概算要求組替え基準について

森本副学長・理事から、報告 3 資料に基づき、平成 24 年度予算の概算要求組替え基準について報告があった。

8 組織評価（平成 22 年度活動評価）の実施について

宇川副学長・理事から、報告 4 資料に基づき、組織評価（平成 22 年度活動評価）の実施について報告があった。

9 国際戦略総合特別区域への指定申請について

森本副学長・理事から、報告 5 資料に基づき、国際戦略総合特別区域への指定申請について報告があった。

各委員からの主な発言等は以下のとおり。

○ 総合特区は大変魅力的だが、具体的には日本ではこのようなことで、税制などのどのような具体例があるのか。

△ 財政的な支援としては、1 地域当たり 20 億円を上限としての予算配分がある。それから税制上の優遇措置としては、誘致した企業に対する税制の軽減、固定資産税等、法人税に対する軽減措置という措置がある。金融上の支援としては利子補給というのがあり、いわば利息を一部国側で補てんする。規制緩和としては薬事法や農地法など、研究開発の成果を実用化に結び付けるときに障害となるような、そういうものを取り除くための規制緩和がある。

○ 留学生が日本に来て、日本の大学を卒業し企業に就職等をしたときに、国籍を取れるというような特区的措置はできるのではないか。そうすると、筑波に世界から、日本の国籍を取りたいという優れた人が来るのではないか。この場合は、例えば博士課程を卒業するなどに限定すると、大きな数ではない。何かうまい方法をぜひ筑波大学と地域ぐるみ、それから行政の長も含めて、実現していただくと、日本全体に活気が起こるのではないか。

△ アメリカの市民権のような制度（5 年間いれば市民権がとれる）ができればいいのだが、かなりハードルが高い。入国管理の手続きを簡素化するというようなことは、提案の中に入れているが、一般的にすべての外国人に門戸を開くと非常に大きな話になる。

10 東日本大震災等における緊急経済支援について

西川副学長・理事から、報告 6 資料に基づき、東日本大震災等における緊急経済支援につい

て報告があった。

11 筑波大学開学 40 周年記念事業について

鈴木副学長・理事から、報告 7 資料に基づき、筑波大学開学 40 周年記念事業について報告があった。

12 第 88 回及び第 89 回教育研究評議会報告

学長から、報告 8 資料に基づき、前回の本会議以降に開催された、第 88 回及び第 89 回の教育研究評議会の議事の概要について報告があった。

以 上